

「第二バチカン公会議公文書 改訂公式訳」(2013年9月第1刷発行) 訂正一覧

赤字は置き換えられた、あるいは挿入された文言。「誤」の項にある青字は削除された文言。行数は、「総序」はページ内、「解説」は段内(ともにアキ行を含まず)、「注」は番号内、索引はゴチック事項内、それ以外はEV版通し番号内でのもの。

文書名	頁	EV版 通し番号	行	誤	正	備考
総序	24	—	13~14	準備された <b>綱要</b> に	準備された <b>要綱</b> に	2刷は修正済み
総序	29	—	12	( <i>Apostolica sollicitudo</i> <b>十一月十五日</b> )	( <i>Apostolica sollicitudo</i> <b>九月十五日</b> )	
総序	33	—	15	され、七八年に日本語訳	され ( <b>一九七五年に改訂</b> )、七八年に日本語訳	
総序	33	—	16	版(全四巻)が刊行され、	版(全四巻)が刊行され ( <b>一九八五—八七年改訂</b> )、	
総序	33	—	17	『結婚式』(同年)	『結婚式』(同年。 <b>一九九一年改訂</b> )	
総序	33	—	18	『病者の塗油』( <b>一九七三年</b> )	『病者の塗油』( <b>同年</b> )	つまり1972年であるということ。
総序	33	—	18	『ゆるしの秘跡』( <b>同年</b> )	『ゆるしの秘跡』( <b>一九七三年</b> )	
総序	34	—	1	年)、『 <b>子どものためのミサ</b> 』( <b>同年</b> )などが	年)などが	
総序	37	—	14	その <b>司祭職</b>	その <b>祭司職</b>	2刷は修正済み
総序	37	—	15	「 <b>司祭職</b> 」を全的に	「 <b>祭司職</b> 」を全的に	2刷は修正済み
教会憲章	137	309	2~3	この民の <b>法</b> は、神の子ら <b>として</b> の	この民は、 <b>条件として</b> 、神の子らの	※
エキュメニズムに関する教令	262	541	1	その起源や時や <b>揚</b> 所の点	その起源や時や <b>場</b> 所の点	
教会における司教の司牧任務に関する教令	299	649	2	<b>教会の職務</b> を果たす	<b>教会職</b> を果たす	
修道生活の刷新・適応に関する教令	328	742	1	<b>一般の労働基準法に従うことを了解しなければならぬが、</b>	<b>だれしも働いて糧を得なければならない、という共通原則のもとにあることを承知しているべきであり、</b>	
キリスト教的教育に関する宣言(注16)	379	—	6	pp 678-679	pp. 678-679	
キリスト教以外の諸宗教に対する教会の態度についての宣言	386	859	小見出し	イスラーム <b>教</b>	イスラーム	
信教の自由に関する宣言	471	1055	4		<b>そのような行動のしかたは、自分の権利を濫用し、他人の権利を侵害することとみなさなければならない。</b>	段落末に左記一文を挿入。
司祭の役務と生活に関する教令	579	1301	5	ある <b>聖職者の職務</b> を	ある <b>教会職</b> を	
司祭の役務と生活に関する教令	579	1301	8	司祭は <b>聖職者の職務</b> を	司祭は <b>教会職</b> を	
司祭の役務と生活に関する教令	584	1312	3	<b>聖職者の職務</b> そのものの	<b>教会職</b> そのものの	
司祭の役務と生活に関する教令	584	1312	4	<b>聖職者の職務</b> は、	<b>教会職</b> は、	
現代世界憲章	615	1369	3	人間の <b>内奥</b> で響く。	人間の <b>内奥</b> で響く。	※
現代世界憲章	647	1462	6	進歩に <b>貢献</b> する	進歩に <b>貢献</b> する	
解説	737	—	下18	組み込もうとしたこと	組み込もう <b>と</b> したこと	
解説	771	—	下22	(11) <b>田口芳五郎、上掲箇所。</b>		注11を削除(本文になし)※
解説	781	—	上10	イスラーム <b>教</b>	イスラーム	
事項索引(経済)	843	—	6	1625, <b>1645</b> →社会、人間も	1625 →社会、人間も	